

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

身に覚えのない商品にご注意！

【事例】

- ▼注文した覚えのない商品が自宅に届き代金を請求された
- ▼知らない業者から「注文を受けた」と電話があり商品が送られてきた



【アドバイス】

- ▼家族に確認し、身に覚えのない商品の場合は受取拒否をする
- ▼注文していない商品の代金は支払う必要はありません
- ▼一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができます
- ▼業者には連絡しない。個人情報等を安易に教えない
- ▼困ったときは、消費生活センターなどに相談しましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき＝10月2日④13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎ 28-9110）

※10月1日④15:30までに予約してください